第3回奈良市子ども・子育て会議支給認定・利用者負担検討部会の概要	
開催日時	平成26年7月4日(金) 午後1時30分~午後2時30分
開催場所	奈良市役所 北棟 6 階 第 21 会議室
議題	1. 支給認定(保育の必要性)に関する基準について
	2. 利用者負担に関する基準について
	3. その他
出席者	出席委員6人(欠席委員1人)・事務局 11人
開催形態	公開 (傍聴者:なし)
担当課	子ども未来部子ども政策課
my la	

議事の内容

1. 支給認定(保育の必要性)に関する基準について

事務局より、平成27年度以降の保育の必要性の認定に関する基準の考え方について、資料1を基に説明を行った。

〔質疑・意見の要旨〕

a本委員 伊

保育認定の時間の基準については前も指摘させていただきましたが、子育て支援をやるんだということを奈良市としては努力をしていくということで前回入れていただきましたので、そこはいいかなと思います。

一番最後の1件はパブコメとは直接関係はないものかもしれませんが、 どうしても勤めている人を前提とした制度になっていますので、この辺り は子ども・子育てという枠組みの中では非常に大事な意見であり、今後の 検討に活かしていったらどうかなと思いました。

掘越委員

ただ単に64時間を目指しますというよりも経過措置期間を入れておいた方がよりはっきりはするのではないでしょうか。読んだ人に、「今は難しいんだな、でもやろうとしているんだな」という意気込みを読み取ってもらうためには、数字を見せることは大事かなと思います。

西山委員

一番最初の保育認定の時間で、国の基準でいけば納得してもらいやすいのかもしれませんが、下げれば下げるほど待機児童が増えるので、厳しいところも必要かなと思いました。

事務局

前回の部会におきましても、10年の範囲の中でできるだけ早い時期に64時間に近づけていくという考え方を申し上げたところでございます。その考えは今も変わっておりませんので、読み手の方が分かりやすいという意味合いにおきまして、例えば10年間の経過措置の期間を入れるという形で、できるだけ早い時期を目指していくということを考えております。

2. 利用者負担に関する基準について

事務局より、平成27年度以降の教育・保育施設の利用者負担の考え方について、 資料2から4を基に説明を行った。

〔質疑・意見の要旨〕

西山委員

就園奨励費に関しては奈良市の方々に非常に努力してもらっておりまして、全国的にもきっちりとしていただいている方ですので、是非奈良市のレベルを下げないでいただきたいと思います。

亀本委員

8ページに利用者負担の具体的な額については必ずしも条例で定める必要がないとありますが、保護者負担は非常に重いものですので、議会に諮って検討やチェック、市民の声を反映をされるという形が良いと思うのですが、奈良市はどうされるのかなというのが一つと、保育所の保育料の通知は、新制度でもここに書かれているような行政処分に当たるのか、その場合、もし不服であれば不服審査請求等ができるのかどうかというところが知りたいです。それと公債権として整理されると書いてあるのですが、払えなくなった時に差し押さえができるということになるのでしょうか。

次に10ページの幼稚園のところですが、奈良市の公立幼稚園の現在の保育料が年間75,600円、月額で見ると6,375円ということで、国の新基準と相当開きがあると思うのですが、奈良市として現行の基準を継続されるのかどうか知りたいと思います。

最後は13ページです。一つは保育料の決定はいつぐらいになるのでしょうか。保護者の側から言うと、国基準は非常に高いので、さらに保育料が上がるとなれば、負担感が相当一気に上がってしまうということになるので、是非奈良市の水準を維持していただきたいということです。それと認定こども園や認可保育所と地域型保育の保育料が同一でいいのか、短時間保育と標準時間保育の子どもの問題もそうですけど、ほとんど差がありません。3時間も違うのにマイナス1.7%で、この辺の不公平感をどのように考えていくのかということです。

事務局

公立幼稚園の保育料については、条例によって決められておりますので、 今後条例の改正等が必要となります。また、現行の幼稚園は基本的には公 債権でございますが、同じ公債権でも強制徴収公債権と非強制の徴収公債 権の二通りに分かれます。保育所の保育料については、児童福祉法に地方 税の滞納処分の例により滞納処分することができると謳われておりますの で、税と同じように滞納処分ができます。幼稚園は学校教育法が基になっ ており、地方税の処分ができるとは謳われておりませんので、非強制の徴 収公債権という位置付けになっております。

次に公立幼稚園の保育料に関してですが、基本的には私立幼稚園等の1

号認定のイメージが示されておりまして、国としては公立施設のための公定価格や利用者負担基準を定める予定はしていないということでございます。公立の保育料を今後どのように考えていくのか、他の中核市と情報交換をしているところですが、ほとんどのところがこの6月4日に国から示されたものから考えているところで、各市で状況が違っております。私立幼稚園では既に園児募集が行われていますが、公立幼稚園に関しては概ね秋以降に園児募集を行います。その際「26年度の保育料はこういう形ですが、27年から応能負担に変わっていきます」という書き方しかできないような園児募集になると考えておりますが、最終的に落ち着いて決まっていくのが予算事項であります3月議会になると思っております。

また、保育所の保育料の水準につきましては、国は保育単価に対する支 弁額の40%を保育料として徴収すべきという考え方を持っていますが、 奈良市の場合は現行26%ぐらいが保育料の徴収水準になっていまして、 国が100%とすると奈良市は65%の保育料を設定をしております。こ れが保育料が安いという一つのインセンティヴにつながるような保育料設 定をしていたわけですが、奈良市の厳しい財政状況の中で、今後色々な検 討がされていくと思っております。施設の種別によって差を設けていくの かということですが、地域型保育事業と認可保育所等の中で、差を設けて いくことに関しても今後の検討という形で、どこまで利用者の方にご理解 をいただいて、また市の厳しい財政状況の中で充分耐えうる形で考えるこ とができるかと思っております。そして2号・3号の保育短時間と標準時 間の1. 7%の差について、例えば保育短時間のお子様が延長保育を使っ た場合に、保育標準時間の保育料を上回る可能性があるということも国の FAQに載っておりますが、「国としては何も措置しません」という回答で す。その辺りの様々なことを含みながら、この利用者負担検討部会の中で、 あらゆる角度からご意見をいただきたいと思っております。

掘越委員 先程の逆転現象など、国の方は考えてないというご回答だったかもしれませんが、奈良市として設定していく時には国の基準を念頭におきながら、 そこに利用者の負担が逆転してしまうようなことが起こらないような配慮をお願いしたいと思います。

3. その他

事務局より、次回会議の日程について説明を行った。

資 料

【資料1】「奈良市支給認定(保育の必要性)に関する基準骨子(案)」に対する意見募集の結果について

【資料2】利用者負担について(平成26年6月4日国説明会資料3)